

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2020年7月2日	
【会社名】	G F A 株式会社	
【英訳名】	GFA Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 片田 朋希	
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号	
【電話番号】	(03)6432-9140（代表）	
【事務連絡者氏名】	経営企画部 主任 西野 麻衣	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目2番15号	
【電話番号】	(03)6432-9140（代表）	
【事務連絡者氏名】	経営企画部 主任 西野 麻衣	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	新株予約権証券	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	8,174,568円
	新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	541,298,568円
	(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。	
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月1日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部及び当該届出書の添付書類である取締役会議事録に誤りがありましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）

- (1) 募集の条件
- (2) 新株予約権の内容等

（添付書類の差し替え）

取締役会議事録

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第 6 回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

- (注) 1. 本有価証券届出書による G F A 株式会社 第 6 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る発行は、2020年 7 月 1 日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、全部を株式会社TKコーポレーション(以下「割当予定先」といいます。)に割当てます。
4. 本新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 1 番 1 号

(訂正後)

<前略>

- (注) 1. 本有価証券届出書による G F A 株式会社 第 6 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)に係る発行は、2020年 7 月 1 日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、全部を株式会社TKコーポレーション(以下「割当予定先」といいます。)に割当てます。

(注) 4 の全文を削除

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

新株予約権の行使期間	2020年7月18日から2022年7月17日までとする。但し、係る期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認められた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。
------------	---

< 中略 >

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。また、当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

(訂正後)

< 前略 >

新株予約権の行使期間	2020年7月18日から2022年7月17日までとする。但し、係る期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。
------------	---

< 中略 >

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期等

本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。また、当社は、行使請求の効力発生後速やかに、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

新株予約権の行使期間の一部及び（注）3.の一部を削除

添付書類 取締役会議事録

（別紙） G F A 株式会社 第 6 回新株予約権 発行要項

（訂正前）

< 前略 >

11．本新株予約権を行使することができる期間

2020年7月18日から2022年7月17日までとする。但し、かかる期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。また、振替機関が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

< 中略 >

20．社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21．振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22．その他

- （1）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- （2）本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- （3）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

（訂正後）

< 前略 >

11．本新株予約権を行使することができる期間

2020年7月18日から2022年7月17日までとする。但し、かかる期間の最終日が営業日でない場合にはその直前の営業日を最終日とする。営業日とは、日本の法令に従い、日本において銀行の休日として定められた日以外の日をいう。

< 中略 >

20．その他

- （1）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- （2）本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- （3）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

11．の一部、21．22．の全文を削除及び22．の番号を変更